**指定医療機関等の届出を要する事項一覧表**

下記のような事項が生じた場合は、生活支援課を経由して市長に届出書を提出して下さい。

診療科目、勤務医に変更があった場合は書類による届出は不要ですが、電話にて生活支援課に連絡してください。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 届出を要する事項 | 指定申請書・誓約書 | 廃止届 | 変更届 | 休止届 | 再開届 | 辞退届 |
| 1. 病院・診療所・薬局・助産師又は施術者が新たに生活保護法による指定を受ける場合
 | ○ |  |  |  | 　　　　　　 | 　　　　 |
| （２）　既　に　指　定　さ　れ　て　い　る　医　療　機　関　で　あ　る　場　合 | 医療機関コードが変更になった場合* 開設者の変更（親から子など）
* 所在地の移転
* 機関の組織変更（法人化など）
 | ○ | ○ |  |  | 　　　　　 | 　　　　 |
| 医療機関コードが変わらない場合* 医療機関の名称に変更があったとき
* 医療機関の住所や所在地が、住居表示変更や地番整理により変更があった場合
* 開設者の氏名、生年月日、住所及び職名又は名称に変更があったとき
* 管理者の氏名生年月日及び住所に変更があったとき
* 助産師、施術者の住所変更（市内から市内へ変更）
* 助産機関、施術機関の開設者の場合、助産機関、施術機関の所在地変更（市内から市内へ変更）
 |  |  | ○ |  | 　　　　　 | 　　　　 |
| * 指定医療機関の開設者又は指定施術者本人が死亡し、あるいは失踪の宣告を受けた場合
* 指定医療機関の開設者又は指定施術者本人が業務を廃止した場合
* 天災、火災その他の原因により、指定医療機関の建物又は設備の相当部分が滅失又は損壊した場合
* 助産師、施術者の住所変更（市内から市外へ変更）
* 助産師、施術者の開設者の場合、施術所の所在地変更（市内から市外へ変更）
 |  | ○ |  |  | 　　　　　 | 　　　　 |
| * 建物一部改築、勤務医師等の不足等のため医療機関の開設者又は本人が自己の意思により当該医療機関又は当該業務を一時的に休止する場合
 |  |  |  | ○ | 　　　　　 | 　　　　 |
| ・　休止中の指定医療機関が、医療業務を再開したとき |  |  |  |  | ○ | 　　　　 |
| * 指定医療機関の指定を辞退しようとするとき

（３０日以上の予告期間を設けること　　　　　　　　　　　法第５１条第１項） |  |  |  |  | 　　　　 | ○ |

※指定申請書・誓約書を提出する場合、医療機関は保険医療機関指定通知書の写しを、助産師、施術者は申請対象となる免許証の写しを、併せて添付してください。